

## 保育施設読書活動等推進事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、保育施設における読書活動の推進を図るため、必要な事業を実施する者に対し、補助金を交付することを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 市は、予算の範囲内で、補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）に対し、当該保育施設の読書活動の推進を図るために要する経費のうち、市長が認めたものを補助金として交付する。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、防府市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所、同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所、同法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設とする。

### (交付の条件)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 保育関係法令を遵守して運営していること。
- (2) 財務経理が正常かつ健全であること。
- (3) 防府市子ども読書活動推進計画の推進に努めていること。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、保育施設読書活動等推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育施設読書活動等推進事業計画書

(2) 保育施設読書活動等推進事業収支予算書

2 補助金の額は、基本額 100,000 円に、事業を実施する年度の 4 月 1 日時点の保育の定員数（幼保連携型認定こども園においては、保育の定員数と教育の定員数の合計）に 700 円を乗じた額を加えた額を上限とする。ただし、第 3 条に定める補助対象者のうち、学校法人立幼稚園読書活動等推進事業費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）に定める補助対象者には基本額を交付しない。

（交付決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条の定めによる申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときには、補助金を交付することを決定し、その旨を保育施設読書活動等推進事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 7 条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた補助対象者は、保育施設読書活動等推進事業費補助金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 条 市長は、補助対象者の提出する前条の請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に補助金を補助対象者に交付するものとする。

（読書活動等推進事業計画書等の内容の変更）

第 9 条 補助対象者は、第 5 条の定めにより市長に提出した読書活動等推進事業計画書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（実績報告書）

第 10 条 補助対象者は、当該年度末までに保育施設読書活動等推進事業費補助金実績報告書（第 4 号様式）に収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備及び保存）

第 11 条 補助対象者は、当該補助金に係る収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。  
(報告書)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは補助対象者に対し、報告を求め若しくは指示をし、又は関係職員をして前条の帳簿その他の関係書類を検査させることができる。  
(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 他の制度により事業を実施しているとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、補助対象者が第 4 条に定める要件を欠くこととなった場合には、その期間補助金の交付を一時保留することができる。  
(返還)

第 14 条 補助対象者は、次に掲げる各号の一に該当するときは、当該補助金を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により交付した補助金が、第 10 条による実績報告書に基づき算定した額を超え、差額が生じるとき。
- (2) 前条の規定により交付した補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行についても必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所  
法人名称  
代表者氏名  
施 設 名

保育施設読書活動等推進事業費補助金交付申請書

保育施設読書活動等推進事業費補助金について、下記により申請します。

記

1 交付申請額 円

第2号様式（第6条関係）

第

号

保育施設読書活動等推進事業費補助金交付決定通知書

住 所

法人名称

代表者氏名

施 設 名

年 月 日付で申請のあった保育施設読書活動等推進事業費補助金  
については、下記により交付する。

年 月 日

防府市長

印

補助金の額 金 円

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

内訳 保育施設読書活動等推進事業費補助金交付請求書として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所  
法人名称  
代表者氏名  
施 設 名

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長 様

住 所  
法人名称  
代表者氏名  
施 設 名

保育施設読書活動等推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった保育  
施設読書活動等推進事業費補助金について、関係書類を添えて実績報告します。